



2024年9月27日

各 位

会 社 名 株式会社デリバリーコンサルティング
代表者名 代表取締役CEO 阪口 琢 夫
(コード番号：9240 東証グロス市場)
問合せ先 管理本部長 内藤 秀治郎
(TEL：03-6779-4474)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2024年9月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年10月29日開催予定の第22期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の追加及び所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の招集権者及び議長を明確化するため、現行定款第14条（招集権者及び議長）第1項及び第2項を変更するものであります。
- (3) 株主総会の決議の方法を明確化するため、現行定款第16条（決議の方法）第1項を変更するものであります。
- (4) 取締役の選任方法を明確化するため、現行定款第20条（選任方法）第1項を変更するものであります。
- (5) 増員又は補欠として任された取締役の任期を明確化するため、現行定款第21条（任期）第2項を変更するものであります。
- (6) 取締役会の招集権者及び議長を明確化するため、現行定款第22条（取締役会の招集権者及び議長）第1項及び第2項を変更するものであります。
- (7) 経営体制の強化を図るため、役付取締役として「会長」及び「副会長」を定めることができる旨を現行定款第24条（代表取締役及び役付取締役）第2項に追加するものであります。
- (8) 監査役の選任方法を明確化するため、現行定款第32条（選任方法）第1項を変更するものであります。
- (9) 会計監査人の選任方法を明確にするため、現行定款第41条（選任方法）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年10月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年10月29日(予定)

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 3. (条文省略)	1. ～ 3. (現行どおり)
4. ソフトウェアの制作、販売及び斡旋 (新 設)	4. ソフトウェアの制作、調達、販売及び斡旋
(新 設)	5. <u>企業経営、情報処理システム及び情報技術 に関する情報提供サービス事業、講演会 及びセミナーの開催並びに教育及び研修 の実施</u>
(新 設)	6. <u>電子コンテンツを含む出版物の企画、製作、 販売並びに著作権の管理</u>
(新 設)	7. <u>労働者派遣事業及び職業紹介事業</u>
5. 前各号に附帯関連する一切の業務	8. <u>有価証券の取得、投資、保有及び運用</u>
	9. 前各号に附帯関連する一切の業務
第 3 条～第 5 条 (条文省略)	第 3 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 11 条 (条文省略)	第 6 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 13 条 (条文省略)	第 12 条～第 13 条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第 15 条 (条文省略)	第 15 条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出席した</u> 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第 17 条～第 18 条 (条文省略)	第 17 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 19 条 (条文省略)	第 19 条 (現行どおり)
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 20 条 取締役は、株主総会の <u>決議によって</u> 選任する。
2～3 (条文省略)	2～3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 21 条 (条文省略) 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>第 24 条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 25 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第 32 条 監査役は、<u>株主総会</u>において選任する。 2 (条文省略)</p> <p>第 33 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第 41 条 会計監査人は、<u>株主総会</u>において選任する。</p> <p>第 42 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第 21 条 (現行どおり) 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役又は退任した取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第 25 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 32 条 監査役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。 2 (現行どおり)</p> <p>第 33 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第 41 条 会計監査人は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>第 42 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条～第 47 条 (現行どおり)</p>

以上